



各種検診事業のおしらせ

(10)

検診は幸手市に住民登録している人が対象で、集団・個別のどちらか年に1回のみとなります。検診を希望する場合は必ず予約してください。予約は先着順で受付しますので、受付期間や時間などをご確認のうえ、お間違いのないようお申し込みください。

ご不明な点や、予約後都合が悪くなった場合は、早めに健康増進課までご連絡ください。

問合せ 健康増進課 ☎(42)8421・FAX(42)2130

集団検診

検査項目 (各日定員)	日時	対象 (平成22年4月1日現在)	検査内容	料金	申込み・問合せ
乳がん検診 (80人)	5月18日(火)、20日(木) 21日(金)、24日(月) 7月14日(水)、15日(木) 11月30日(火) 12月8日(水) 平成23年1月17日(月)	40歳以上偶数年齢の人 ※市の乳がん個別検診を受診していない人。	問診・視触診 マンモグラフィー(X線) 40歳代 2方向 50歳以上 1方向	1,500円 1,300円	(予約受付中) 健康増進課 ☎(42)8421 ※40歳以上の人で該当年度優先としますが、昨年度受けられなかった人はご相談ください。
子宮頸がん検診(90人)	受付時間 午後0時30分～ 1時30分	20歳～39歳の人 40歳以上偶数年齢の人 ※市の子宮頸がん個別検診および妊婦健診を受診していない人。	問診・内診・視診・ 子宮頸部細胞診	900円	

※つぎの人は無料で上記検診が受けられます。対象者には、5月末に案内を郵送予定です。詳しくはお問い合わせください。

子宮頸がん／20・25・30・35・40歳の人・乳がん／40・45・50・55・60歳の人(平成22年4月1日現在の年齢)

胃がん検診 (75人)	7月9日(金)、11日(日) 12日(月) 12月3日(金)、4日(土)	40歳以上の人 (S44.4.2以降生まれ) ※1)国民健康保険特定健診時に受診していない人。	胃部X線間接撮影(バリウム) ※開腹手術(胃、腸などの手術のほか、帝王切開も含む)をした人、胃部不快感など自覚症状がある人は医療機関での受診をお勧めします。	800円	【予約受付】 6月11日(金)～ 6月12日(土) 午前9時～ 午後5時 【予約専用電話】 ☎(43)8448 ※6月14日以降は健康増進課で予約受付 ☎(42)8421
大腸がん検診 (100人)	受付時間 午前8時～10時30分 ※大腸がん検診のみ受診 午前9時～10時		便潜血検査(2日分)	300円	
肺がん検診(結核含む) (140人)			胸部X線間接撮影 喀痰検査(該当者)	300円 600円	
前立腺がん検診(30人)		上記※1)の50歳以上の人	血液検査	1,000円	
肝炎ウィルス検査		上記※1)の40歳の人	血液検査	400円	

※平成21年度まで実施してきました結核健診を、平成22年度より結核健診も兼ねた肺がん検診として実施します。

個別検診(乳がん・子宮がん検診)

※6月1日(火)以降に、指定医療機関へ直接電話で予約してください。

- 実施期間 6月1日(火)～平成23年1月31日(月)
- 対象者 上記乳がん・子宮がん集団検診に同じ
- 料金 乳がん／1500円、子宮頸がん／1200円または2400円(医師の指示による子宮体がん検診実施の人)

検査項目	指定医療機関	住所	電話	指定医療機関	住所	電話
子宮がん	久我産婦人科医院	中5-8-24	(42)2028	産婦人科木村医院	東2-40-10	(42)0222
	堀中病院	東3-1-5	(42)2081	ワイスレディスクリニック	上高野1978	(44)0555
	幸手総合病院	東4-14-24	(42)1211			
乳がん	東埼玉総合病院	杉戸町清地2-2-11	(33)7099 (予約専用)			

※職場などで検診の機会のある人は除きます。治療中の方は医療機関でご相談ください。

※受診の際は健康保険証を持参し、料金は直接医療機関にお支払いください。

つぎの人は無料(前立腺がん検診は除く)になります。

- ・市民税非課税世帯
※税務課窓口に所定の用紙がありますので、課税状況の確認を受けてください。ただし、平成22年1月1日以降に転入した場合は、前住所地での非課税証明が必要です。
- ・生活保護世帯(受給者証をご持参ください。)
- ・重度心身障害者医療受給者(受給者証または受給証明書をご持参ください。)

平成22年4月から

子どもの手当制度・医療費支給制度が 拡大されました



問合せ 子育て支援課 ☎ (42) 8454・FAX (42) 2130

子ども手当制度が始まりました

4月から、児童手当制度に代わって子ども手当制度が始まり、支給対象年齢、金額などが右表のとおりとなりました。手続きなどについてはつぎのとおりです。

▼児童手当を受給していた人

3月まで児童手当を受給していた人は、児童手当の支給対象児童について手続きは必要ありません。

※6月に、2月・3月分の児童手当と、4月・5月分の子ども手当が振り込まれます。

※新たに子ども手当の対象となる子ども(中学2・3年生)がいる場合は、額改定手続きが必要になります。

▼児童手当を受給していなかった人、およびこれまで児童手当を受給していて、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学2・3年生)がいる人

児童手当を受給していなかった人が子ども手当の支給を受けるためには、申請手続きが必要になります。また、これまで児童手当を受給していて、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学2・3年生)がいる人については、額改定手続きが必要です。手続きが必要な世帯には、申請書類を郵送しましたので、下記必要書類を添えて、9月30日(木)までに同封の返信用封筒にて子育て支援課に返送してください。期日まで(消印有効)に申請した人に限り、4月分から遡って支給されます。

【必要書類】

▼これまで児童手当を受給していなかった人

- ・認定請求書
- ・請求者の健康保険証のコピー(国民年金加入者は不要)

▼これまで児童手当を受給していて、新たに対象となる子ども(中学2・3年生)がいる人

- ・額改定認定請求書

※認定請求書、額改定認定請求書は、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

	児童手当	子ども手当
支給対象	小学校6年生まで	中学校3年生まで
支給金額 (月額)	3歳未満 1万円 3歳以上 ①第1・2子 5千円 ②第3子以降 1万円	一律1万3千円
所得制限	あり	なし
支給月	2月・6月・10月	2月・6月・10月

子ども医療費の支給対象を 拡大しました

4月から、通院分の子ども医療費の支給対象を、「小学校卒業まで」に拡大しました。入院分は引き続き「中学校卒業まで」です。

医療費の支給を受けるには、登録申請が必要です。新たに対象となる児童がいる世帯、およびこれまで支給対象であったにも関わらず登録申請していなかった世帯に、5月中旬に登録申請書を郵送しますので、下記必要書類を添えて、9月30日(木)までに同封の返信用封筒にて子育て支援課に返送してください。

期日まで(消印有効)に申請した人に限り、4月分から遡って支給されます。(これまで支給対象であったにも関わらず登録申請していなかった人は、出生日または転入日から遡って支給されます。)

受給資格証は、登録手続き完了後に発行します。

なお、すでに登録済の人(平成14年4月2日以降に生まれた人)については、従来どおり申請できます。

【必要書類】

- ・子ども医療費登録申請書
- ・子どもの健康保険証のコピー

※子ども医療費登録申請書は、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)からもダウンロードできます。